

様

高知県知事



公文書開示請求書の不受理について

このことについて、 年 月 日付けで開示請求のありました公文書の開示については、
次のとおり当該開示請求は受理できませんので通知します。

開示請求に係る 公文書の件名等	
受理できない理由	
担当課 (所)	電話番号 内線

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第3号様式 (第10-11-(3)関係)

第 年 月 日
第 号

審査請求人
(住所)

(氏名) 様

高知県知事



裁決書謄本送付通知書

あなたが 年 月 日付けで提起した公文書（部分開示・非開示・の存否を明らかにしない・不存在）決定処分に係る審査請求について、別添裁決書謄本1通を送付します。

高知県知事 様

審査請求人 〇〇 〇〇

審査請求書

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇 〇〇

2 審査請求に係る処分

知事が〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で審査請求人に対して行った公文書非開示決定（公文書部分開示決定・公文書の存否を明らかにしない決定・公文書不存在決定等）の処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

4 審査請求の趣旨

本件決定を取消し、以下の開示を求めます。

(1)

5 審査請求の理由

本件決定は、次のとおり違法（不当）である。

(1)

(2)

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行政不服審査法に基づき知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

※ 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合は、代表者又は管理人の資格を証する書類（登記事項証明書等）を、代理人によって審査請求する場合は、代理人の資格を証する書類（委任状等）の、それぞれ原本を添えてください。

※ 開示決定に対する第三者が審査請求を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第1項の規定により審査請求だけでは開示の実施は停止されず、停止するには同条第2項の規定による執行停止の申立てを行わなければならないことに留意してください。

高知県知事 様

審査請求人 〇〇 〇〇

審査請求書

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇 〇〇

2 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日、高知県知事に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定による公文書の開示請求をした。

3 審査請求の趣旨

2記載の申請について、速やかに決定の処分をするよう求める。

※ 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合は、代表者又は管理人の資格を証する書類（登記事項証明書等）を、代理人によって審査請求する場合は、代理人の資格を証する書類（委任状等）の、それぞれ原本を添えてください。

別記例式第3号（第10-6-(1)関係）

弁 明 書

審査請求人〇〇から〇〇年〇〇月〇〇日付けで提起のあった審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

- 1 審査請求に係る処分の対象となった公文書の件名（以下「本件公文書」という。）

- 2 審査請求の対象となった処分の内容
●●年●月●日付け●●第●号（●●決定）

- 3 処分の理由（非開示、部分開示等とした具体的かつ詳細な理由）
 - (1) 本件公文書について
 - ① << 作成の根拠 >>
 - ② << 本件公文書の記載事項 >>
 - ③ << 本件公文書の記載事項について法令等で公開又は非公開に関する規定等 >>

 - (2) 高知県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第●号該当性について

- 4 添付書類各1通
 - (1) 関係法令等抜粋
 - (2)

年 月 日

審査庁
高知県知事

印

別記例式第4号（第10-6-(2)関係）

第 号
年 月 日

審査請求人
（氏名）

様

審査庁

高知県知事

印

弁明書の送付及び反論書等の提出等について

1 弁明書の送付について

あなたが〇〇年〇〇月〇〇日に提出した（処分庁）が行った公文書（部分開示・非開示・の存否を明らかにしない・不存在）決定処分に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出について

行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）（反論書にその内容を引用しているなど反論書と一体をなす書面で、参加人及び高知県公文書開示審査会に送付しても差し支えないものを含む。）を提出する場合には〇〇年〇〇月〇〇日までに、〇部、行服法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には〇〇年〇〇月〇〇日までに、それぞれ提出してください。

3 口頭意見陳述の申立てについて

2のほか、行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第31条第1項の規定により、口頭による意見陳述を希望される場合には、「口頭意見陳述申立書」及び補佐人帯同許可申請書（補佐人の帯同を御希望の場合のみ）に御記入の上、〇年〇月〇日までに提出してください。ただし、あなたの所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことをご承知おきください。

なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

4 提出書類等の閲覧等について

上記の証拠書類又は証拠物は、行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第38条第1項の規定に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての意見を付してください。また、審理手続が終結するまでの間、参加人及び処分庁等から提出された書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます。ただし、請求された書類等に第三者の個人識別情報が含まれている場合等においては、審査庁の判断により、請求が認められない場合があることをご承知おきください。

参加人
（氏名）

様

審査庁

高知県知事

印

弁明書の送付及び意見書等の提出について

1 弁明書の送付について

〇〇年〇〇月〇〇日に提出された（審査請求人）からの（処分庁）が行った公文書（部分開示・非開示・の存否を明らかにしない・不存在）決定処分に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出について

行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第30条第2項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）（意見書にその内容を引用しているなど意見書と一体をなす書面で、審査請求人及び高知県公文書開示審査会に送付しても差し支えないものを含む。）を提出する場合には〇〇年〇〇月〇〇日までに、〇部、行服法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には〇〇年〇〇月〇〇日までに、それぞれ提出してください。

3 口頭意見陳述の申立てについて

2のほか、行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第31条第1項の規定により、口頭による意見陳述を希望される場合には、「口頭意見陳述申立書」及び補佐人帯同許可申請書（補佐人の帯同を御希望の場合のみ）に御記入の上、〇年〇月〇日までに提出してください。ただし、あなたの所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことをご承知おきください。なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

4 提出書類等の閲覧等について

上記の証拠書類又は証拠物は、行服法第9条第3項の規定により読み替えて適用する行服法第38条第1項の規定に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての意見を付してください。また、審理手続が終結するまでの間、審査請求人及び処分庁等から提出された書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます。ただし、請求された書類等に第三者の個人識別情報が含まれている場合等においては、審査庁の判断により、請求が認められない場合があることをご承知おきください。

高知県公文書開示審査会 様

高知県情報公開条例第10条の規定に基づき、 年 月 日付けで行った開示決定等に対し、別添のとおり審査請求がありましたので、同条例第15条の3第1項の規定により諮問します。

年 月 日

高知県知事



記

- 1 審査請求人

- 2 諮問に至るまでの経緯

- 3 （参加人がいる場合は）参加人

- 4 添付書類（各1通）
 - (1) 弁明書（写し）
 - (2) 審査請求書（写し）（審査請求人から提出された反論書及び証拠書類又は証拠物を含む。）
 - (3) ●●決定通知書（写し）
 - (4) 開示請求及び審査請求の対象となった公文書（写し）
 - (5) 公文書開示請求書（写し）
 - (6) （参加人がいる場合は）参加人から提出された意見書（写し）（参加人から提出された証拠書類又は証拠物を含む。）
 - (7) 審査請求人が条例第12条の2第1項又は第2項の規定による意見照会をした結果、反対の意思を表示した「公文書の開示請求に関する意見書」を提出した者である場合は、当該意見照会通知（写し）、当該「公文書の開示請求に関する意見書」（写し）及び当該者への「公文書の開示決定に関する通知書」（写し）
 - (8) 前号の場合において、審査請求人が行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項の規定による執行停止を申し立てているときは、審査請求人から提出された執行停止申立書（写し）（添付書類等を含む。）
 - (9) その他必要な書類（事前に条例第12条の2第1項又は第2項の規定による意見照会をした場合の当該通知等（写し））

別記例式第7号（第10-10関係）

第 年 月 日 号

審査請求人
（氏名）

様

審査庁
高知県知事

印

審理手続の終結等について（通知）

あなたが〇〇年〇〇月〇〇日付けで提起した公文書（部分開示・非開示・の存否を明らかにしない・不存在）決定処分に係る審査請求について、審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第41条第3項の規定により通知します。